第16講

医学・自然科学系（2）
命の選別

チャプター1

資料読解

生徒メモ欄

1　「『障害者はいなくなればいい』という考えは，今の社会で荒唐無稽なものになり得ているでしょうか」

2　先天性神経難病の患者らでつくる「神経筋疾患ネットワーク」代表の見形（みがた）信子（のぶこ）がそんな声明を出したのは，やまゆり園事件1)の後だった。見形が問いかけたのは，母親の血液を調べて胎児の染色体異常を推定する新型出生前診断（NIPT）2)や着床前スクリーニングが急速に広がっている現実だった。

3　日本の出生前診断3)は1970年代初頭，優生保護法4)に基づく政策の一環で普及した。

4　兵庫県が始めた「不幸な子どもの生まれない運動」の中で，羊水検査5)の費用を県費で負担する制度を創設し，各地に広がった。検査で異常が見つかった胎児は「生まれてくる子どもの苦悩に満ちた生活をやわらげるため」と中絶を当然としたのだ。

5　だが，「子どものため」と言いながら，当時は「福祉にかかるコストを削減するために障害児の出生を防ぐべきだ」と公然と語られていた。学識経験者でつくる母子保健対策懇話会は1968年，「母子保健綜合対策の確立に関する意見書」で，「年々支出されている巨額な国費，地方公共団体の財政負担は大いに軽減される」と強調している。

6　この流れに変化が起きたのは，胎児の障害を理由に人工妊娠中絶を認める「胎児条項」を優生保護法に新設することへの反対運動がきっかけだった。1972年に国会に上程された改正案は2年後に廃案となり，「不幸な子どもの生まれない運動」にも障害者団体などが反対の声を上げた。

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑦　こうした歴史的経緯もあり，出生前診断に関して国内では医療者側も慎重だった。

⑧　1999年，当時新技術と騒がれた「母体血清マーカー」6)を巡り，厚生科学審議会の専門委員会は「マススクリーニング（一斉検査）となる懸念」など三つの問題点を指摘した上で，「医師が妊婦に本検査を積極的に知らせる必要はない。医師は本検査を勧めるべきではない」とする見解を公表した。

⑨　NIPTを導入する際にも，日本産科婦人科学会（日産婦）は指針で全く同じ三つの問題点を挙げて，「簡便さを理由に広く普及すると，染色体数的異常胎児の出産の排除，染色体異常を有する者の生命の否定へつながりかねない」と釘を刺していた。

⑩　NIPTは2013年，臨床研究の形で国内解禁され，手軽さと精度の高さから利用件数は5年間で5万8000件，提供施設は92カ所に広がった。母体血清マーカー検査など従来型の出生前診断の推計件数もこの10年で倍増した。日産婦が設けたNIPTの指針に従わない無認可施設も急増している。

⑪　そして，日産婦もついに規制緩和のための指針見直しの議論を始めた。

⑫　出生前診断が問題視されるのは，異常が確定すると9割以上の人が人工妊娠中絶を望むからだ。

⑬　優生保護法から1996年に改正された母体保護法には，「胎児条項」は存在しない。母親の健康を守る「身体的・経済的理由」を当てはめて中絶が実施されているが，法的には「グレーゾーン」だ。

⑭　胎児よりも前の受精卵の段階で染色体の異常を調べてふるい分ける着床前スクリーニングは，21番染色体が1本多いダウン症候群や性染色体が1本少ないターナー症候群といった本来生まれうる受精卵を排除する。

⑮　「命の選別につながる」との懸念から，日産婦はこれについても指針で禁止してきたが，拘束力はなく，一部の民間クリニックが不妊治療として提供している。

⑯　そして，指針無視のクリニックを批判してきた日産婦もついに2017年，スクリーニングの効果を確かめる臨床研究に踏み切った。流産予防に有効とされるが，「命の選別」にブレーキをかける役目の学会がアクセルに踏み換えた，とも言える。

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

⑰　障害者団体は「底が抜けた」と表現し，危機感をあらわにした。

⑱　「障害のある子がいるイコール不幸という決めつけが蔓延(まん)している。どんな人でも受け入れられる社会にしてほしい」と見形は訴える。

⑲　一方，出生前診断に積極的な産科医は「現在の障害者福祉の状況では，異常があってもなくても産めばいいとは妊婦に言えない」と語り，日本の福祉制度の貧しさを指摘した。

⑳　科学技術の進歩で調べられる「異常」は遺伝子レベルで広がり続けている。

㉑　2017年は，本人は病気を発症しないが，病気の子が生まれる可能性がある保因者診断のビジネス展開を目指す動きが国内であった。日本人類遺伝学会などが「生命の選択や家族関係の破綻に至る可能性がある。国民に不安を与え，社会的混乱を招く」と警鐘を鳴らしたのは，遺伝子の異常で本人やその家族が将来病気になる可能性がわかれば，結婚や保険加入などで差別につながりかねないからだ。

㉒　日本にはまだ，遺伝差別を禁じる法律はない。

㉓　2018年11月，中国人研究者が最新の遺伝子工学であるゲノム編集技術を人間の受精卵に使って遺伝子を操作した世界初のゲノム編集ベビーを誕生させた，というニュースが世界を駆け巡った。

㉔　難病の原因遺伝子を修復することと，デザイナーベビーのように親が好みの容姿や能力を求めて遺伝子を改変することは紙一重だ。「不良な子孫」の出生防止だけでなく，「優良な子孫」を人工的に求めることも技術的には可能になった。

㉕　かつて国内外で進められた優生政策は「国家による強制・介入」だった。これに対し，出生前診断は「個人の選択」として区別されているが，「個人の選択」が集まれば「社会の選択」となる。

㉖　優生保護法を問う作業は，過去の検証だけでなく，現在，未来へと続く社会全体のありようを考える作業でもある。

（『強制不妊 ―旧優生保護法を問う』毎日新聞取材班著　毎日新聞出版　2019より抜粋，一部改変）

1）　2016年7月26日未明に神奈川県立の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」にて発生した大量殺人事件，相模原障害者施設殺傷事件のこと。

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

2)　新型出生前診断(NIPT:無侵襲的出生前遺伝学的検査)。妊婦の血液に含まれるDNA断片を分析し,胎児の3種類の染色体異常の有無を高い精度で判別できる検査。

3)　広義には,妊婦検査で通常行われる超音波検査や胎児心拍数モニタリングなど,妊娠中に実施される胎児の発育や異常の有無などを調べる全ての検査のことを指すが,狭義における出生前診断は,胎児の発育や異常の有無を調べるだけでなく,先天性疾患,特に染色体の変化(染色体異常)や遺伝子レベルの変化(遺伝病の有無)を調べる遺伝学的検査のことを意味する。

4)　1948(昭和23)年に国内で成立した優生思想的性格をもつ法律。施行期間中には,遺伝性疾患患者や障害者に対し,強制的不妊・断種手術が実施された。障害者団体の抗議や国際社会からの批判を受け,優生条項が削除され,1996(平成8)年に母体保護法に改められた。

5)　妊娠15〜18週に穿刺針を用いて羊水を採取し,染色体や遺伝子の異常を診断する方法。

6)　妊娠15〜17週に母体血を採取して,母体血清中の胎児や胎盤由来のホルモンやタンパク質を測定し,胎児が21トリソミー(ダウン症候群特有の染色体パターン)など染色体異常をもつ確率を算出する方法。

(2021年度　福井大学　医学部　後期)

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター2

問題およびヒント

問題を見てみよう

下線部の捉え方をもとに，「命の選別」に関するあなたの考えを600字以内で述べなさい。その際，その根拠も明示すること。

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

解答案をつくってみよう

100

200

300

400

500

600

（　　　　字）

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案が完成したら、以下の表を用いて自己評価をしてみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

観点	項目	評価
設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見（主張）	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター3

答案例①

　国家による強制・介入である場合には個人は被害者の顔ができるが、個人の選択として出生前診断による中絶を行った場合にはその個人は加害者という立場になる。しかし、望んで中絶という選択をする人は少なく、大半は育てる自信がないために仕方なく行っているのではないか。やむを得ず行う「命の選別」の責任を個人に帰しても良いのだろうか。

　理想を語れば命に優劣はなく、どのような子どもも、仮にどのような障害があっても生むべき、生まれるべきであろう。しかし、現実に障害児を育てるには介助の内容や設備準備などで時間的余裕や経済的余裕が必要になり、誰でも対応できることではないのではないだろうか。母親が独力で子育てに取り組む「ワンオペ育児」や保育園探しの「保活」という語が一般化して久しいが、家庭内にも地域にも助けになる人手や場所がなければ障害児を育てることは困難であろう。晩婚化に伴い高齢出産が増加しているため、障害児が生まれる確率も増加している。今後はより社会全体が、障害者に対し、より開放されることが求められるのではないだろうか。障害者雇用促進法のような制度に頼るだけでなく、百貨店や映画館やその他の場所をも利用しやすいように設備の充実や「シルバー割引」のような「障害者手帳割引」を設けるなど、社会が障害者により開放されることが個人で命の選別を行わなくてすむことにつながることになると考える。

（587字）

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案例①を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見（主張）	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター4

答案例②

　出生前診断を行い、「命の選択」をすることに私は反対である。なぜなら命はみんな平等であると考えるからだ。いらない命などない。病気であってもそうでなくても、生きているのだから、せっかく宿った命を中絶することは正しいのかどうかが疑問である。

　確かに、出産前に病気が分かれば、産まれた後のことをイメージしやすくなる。産まれてくる子が重い病で苦しむことになるかもしれないし、治療が必要になればその負担は大きくなる。一般的に、子どもは親より長生きをする。最近は高齢出産が増えてきたので、子どもが成年になる頃には親の高齢化もさらに進む。親がいれば世話をすることが出来るが、いなくなったら自立しなければいけない。周りを頼れない両親が病気を持った子どもを育て上げることが出来るのかを考えたときに、育てるのが困難であると事前に分かれば、最初から産まないという選択肢もある。

　しかし、命とはそのようなものでいいのだろうかと思う。現在は医療も発達しているので、たとえ病気を持って産まれたとしても、よい治療法があるかもしれない。そうすれば中絶という選択をせずに済む。

　出生前診断が「個人の選択」で、それが集まり「社会の選択」となるのであれば、授かった命を育てることを「社会の選択」として、病気を持って産まれてきた子をサポートすることが必要であると考える。そうすればたくさんの命を救うことが出来ると思う。

(597字)

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案例②を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見(主張)	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由(根拠)	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター5

レベルアップのための読書案内

本講で学んだことを元に、さらにブラッシュアップするための
おすすめの書籍情報を知り、その書籍の読み方を学びましょう。

講義メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。